

【後期高齢者医療】 被保険者の皆さまへ

◆新たに後期高齢者医療制度に加入する人の保険料の納め方について

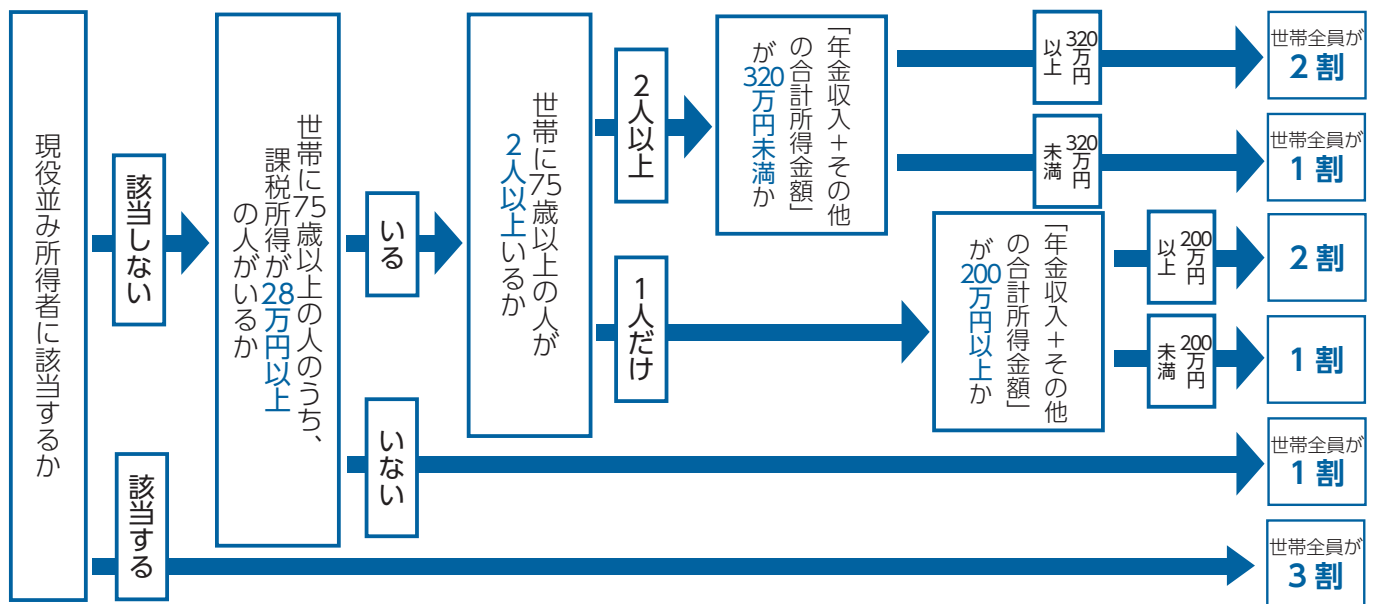
保険料は、年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入する人は、年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税（料）を口座振替で納めていた人も、改めて手続きが必要です。

◆一定以上の所得がある人（75歳以上の人など）の医療費の窓口負担が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある人（75歳以上の人など）は、現役並み所得者（窓口負担3割）を除き、医療費の窓口負担が2割になります。

世帯の窓口負担が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人の子供の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します（令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります）。窓口負担割合判定の流れについては、下記をご覧ください。



窓口負担割合が2割となる皆さまへ

○負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。払い戻しとなる人には、高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【計算方法（1カ月の医療費全体額が50,000円の場合）】

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③（②-①）	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻しなど④-③	2,000円

○高額療養費の口座を登録していない場合

令和4年9月頃に青森県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。届きましたら、申請書の内容に沿って、口座を登録してください。

※ 書類は必ず郵送で届きます。電話や訪問で口座情報登録をお願いすることはありませんので、ご注意ください。

◆「マイナンバーカード交付申請書」の送付について

令和3年10月20日から、一部の医療機関・薬局などでマイナンバーカードを被保険者証として利用できることになったことに伴い、75歳以上の被保険者の皆さまのうち、令和3年10月31日時点でマイナンバーカードを持っていない人に交付申請書を送付します（3月中旬予定）。

なお、マイナンバーカードの取得は任意であり、これまでどおり被保険者証でも受診できます。

保険料、医療費窓口負担に関すること ▶ 三戸町役場健康推進課 ☎ 20-1153

医療費窓口負担に関すること ▶ 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821

マイナンバーカード申請手続 ▶ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178